

図表4-1-16 ▶情報通信審議会への諮問「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」2023年8月28日

市場環境の変化に対応した通信政策の在り方（情報通信審議会への諮問） 1

■ 諮問の概要

- 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第30号、以下「令和2年改正法」という。）において、令和2年改正法の施行後3年を経過した場合において、**改正後の規定の施行の状況について検討**を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとされている。
- 情報通信分野においては、IP化・プロードバンド化やモバイル化、仮想化・クラウド化等の進展や事業者間の競争構造の多様化・複雑化の進展、情報通信産業の国際競争力の低下等、市場環境が大きく変化している。
- 以上のような変化に迅速かつ柔軟に対応し、国民生活の向上や経済活性化を図るため、**令和2年改正法の施行状況を含め、「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」について諮問**を行う。

■ 答申を希望する事項

- 2030年頃を目指すべき情報通信インフラの将来像及び政策の基本的方向性
- 我が国の社会経済活動を支える「情報通信インフラの整備・維持」の在り方
- 低廉・多様で安心・安全なサービスを確保するための「競争ルール等の整備」の在り方
- 我が国の情報通信産業の発展のための「国際展開の推進」の在り方
- 国際競争力強化等に向けた先端的・基盤的技術の「研究開発の推進・成果普及」の在り方
- 上記（1）～（5）を踏まえた関係法制度の在り方
- その他必要と考えられる事項

■ スケジュール

- 2023年8月に電気通信事業政策部会での議論を希望

出所：総務省 情報通信審議会総会（第49回）配布資料（2023年8月28日）をもとに作成

図表4-1-17 ▶「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」第1次答申

別紙 1

令和5年8月28日付け 諮問第28号
市場環境の変化に対応した通信政策の在り方

第一次答申の概要について

2024年2月9日
情報通信審議会

はじめに

■ 検討の経緯

- 令和2年改正法（令和2年成立の電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律）の施行後3年見直し規定に基づき、情報通信を取り巻く環境変化に対応し、時代に即した制度の見直しを行うため、2023年8月、情報通信審議会に「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」が諮問。

■ 検討の方向性

- 「2030年頃を目指す情報通信インフラの将来像」を整理した上で、電気通信市場の環境変化を踏まえて、その実現のために検討すべき論点を整理。
- 論点ごとにNTT法の在り方を含めた政策の方向性を検討する際には、以下の3つを確保することを基本。

1. 通信政策として確保すべき事項 ① 通信サービスが「全国に届く」（不採算地域を含むサービス提供） ② 「低廉で多様」なサービスが利用できる（事業者間の公正競争の確保） ③ 「国際競争力」を確保する（国全体の基礎研究の推進） ④ 「経済安全保障」を確保する（漏れのないセーフガード措置）	2. NTTの経営面で確保すべき事項 ○ NTTの経営自由の向上 ○ 「有期の改正と「有期」な改正の両立	3. 制度改正の際に確保すべき事項 ○ 「有期の改正と「有期」な改正の両立
---	---	---

- 情報通信産業の国際競争力強化を → 「速やかに実施すべき事項」(→①)として提言
進める上で早期に結論が得られた事項
- 上記以外の事項 → 「今後更に検討を深めていくべき事項」(→②③)として整理

速やかに実施すべき事項

● NTTは旺盛な海外需要に対応する取組を進めており、特にNTTのIOWN構想による「ゲームチェンジャー」が実現すれば、我が国の情報通信産業全体の国際競争力飛躍の契機。NTTの研究開発や機動的な事業運営等によるイノベーション促進を法制度面から支援することが重要であるため、NTT法の関係規律を検討し、「速やかに実施すべき事項」を整理。

速やかに実施すべき事項

- 研究の推進義務** 【趣旨】優れた研究開発能力や技術力を有しているNTTに技術発展のけん引的役割を担わせる。
 現状 ● NTTの基礎・基盤的研究の役割は今後も重要
 ● 事業ニーズを把握するNTTの経営判断で研究内容を決めることが最も効果的
 ● NTTは、責務の有無にかかわらず、研究推進に積極的に取り組む考えを表明
 課題 <研究義務> 研究義務の適用：NTTの基礎・基盤的研究の取組が実効的かつ継続的に行われていること
 <研究義務の撤廃> 研究義務の適用：研究義務の原則適用の範囲外（2/22の答申で「研究義務」の適用をNTTが最も効果的かつ持続可能な方法で実施）
- 研究成果の普及義務** 【趣旨】 NTTの研究成果は不適当であり、NTTの特性に即した公正な情報開示が必要
 現状 ● 独自の成果開示を求める海外パートナーとの国際共同研究に支援
 ● 経済安全保障の観点から技術流出の問題
 ● 汎用品が利用され、NTTの成果進出による公正競争上の懸念が低下
 課題 <研究成果の普及義務の撤廃> 研究成果の普及義務の適用：研究義務の原則適用の範囲外（2/22の答申で「研究成果の普及義務」の適用をNTTが最も効果的かつ持続可能な方法で実施）
- 外国人役員規制** 【趣旨】 NTTの経済安全保障の観点から、経営の自主性を確保（外国人役員は一切認められていない）
 現状 ● グローバルかつ多様な観点での経営による国際展開の更なる強化
 ● 一定割合までであれば、取締役会の議論を活性化させ、会社経営を安定化
 ● 他の特殊会社で外国人役員を一切認めない「規制」を課している例がない
 課題 <外国人役員規制の緩和> 外国人役員規制の適用：研究義務の原則適用の範囲外（2/22の答申で「外国人役員規制」の適用をNTTが最も効果的かつ持続可能な方法で実施）

※ 総務省においては、その他早期に整理すべき事項として、必要な事項（NTTの社名変更、NTT持株の株主総会での議決権、役員選任の認可の緩和）を速やかに整理することが望ましい。

今後更に検討を深めていくべき事項

● 「速やかに実施すべき事項」以外の論点については、「検討の方向性」(→②③)に基づき、引き続き関係者の意見を幅広く聞きながら「今後更に検討を深めていくべき事項」として整理。

今後更に検討を深めていくべき事項

- 1. 通信政策として確保すべき事項**
 - ① 通信サービスが「全国に届く」（不採算地域を含むサービス提供）
 【論点1】 エコノミーサービスの基本的考え方
 【論点2】 電話のユニバーサルサービス
 【論点3】 プロードバンドのユニバーサルサービス
 【論点4】 NTT東西の自己設備設置要件
 - ② 「低廉で多様」なサービスが利用できる（事業者間の公正競争の確保等）
 【論点5】 NTT東西の業務範囲（本来業務）
 【論点6】 NTT東西等の地域電気通信業務以外の業務
 【論点7】 NTTのグループ経営における公正競争環境の確保
 【論点8】 電気通信事業法における競争ルールの在り方
 【論点9】 ネットワークの仮想化・クラウド化の進展を踏まえた規律の在り方
 - ③ 「国際競争力」を確保する（国全体の基礎研究の推進）
 【論点10】 我が国の情報通信産業の国際競争力の強化
 【論点11】 有期規制
 【論点12】 外国人役員規制
 - ④ 「経済安全保障」を確保する（漏れのないセーフガード措置）
 【論点13】 政府の株式保有義務
 【論点14】 各種認可事項等
- 2. NTTの経営面で確保すべき事項**
 - 【論点13】 政府の株式保有義務
 【論点14】 各種認可事項等

※ 総務省においては、上記事項の検討の結果を踏まえて、必要な規律の適切な確保を図るための法形式について検討を行うことが求められる。

出所：総務省『「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」（令和5年諮問第28号）に関する情報通信審議会からの第一次答申」（2024年2月9日）をもとに作成

1 民営化以降の組織の変遷及びNTT法改正に係る動向

163